

茨城の教育

茨城県高等学校教職員組合
310-0853 茨城県水戸市平須町表原1-93
telephone 029-305-3075
facsimile 029-305-3317
/www.mito.ne.jp/~iba-kou/

最高裁決定受け県教育委員会が外部模試の授業日実施を指示

従来の公務性否定方針を撤回

茨城県教育委員会は、外部模試に関する方針を転換し、昨年度末の3月29日づけで県立高校長あての指示文書を発し、あわせて県立学校長会議で高校教育課長が口頭で直接指示した。

これを受けて、各校ではいったん作成した模擬試験の実施を含む年間計画の全面的見直しをおこなうことになった。

通達は、「外部模擬試験は希望する生徒を対象として実施するものである」としたうえで、「原則として授業日に実施すること」と明示し、実施方法の例として、「○放課後に実施する。○授業時間を短縮して実施する。○終日実施する。」と例示している。

これは、模試監督業務に公務として従事することを禁じ、週休日に模試を設定した上でこれに教育公務員特例法第17条にもとづく「教育に関する職」として監督業務をおこなう形式をとるよう指示していた従来の方針を撤回し、180度転換したものである。

模試は授業日実施が原則

この方針転換は、日立二高教諭だった竹中洋子さんが2004(平成16)年以來求めてきた週休日の模試監督業務の公務災害補償をみとめた、今年3月の最高裁判所の決定を受けたものである。これにより、教特法にもとづく「兼職」というフィクションのもとで、週休日の模試監督業務という違法な時間外勤務に

従事させる従来方針は完全に放棄されたのである。

こうなると、授業の実施時数に影響が及ぶことになるが、これについては「年間行事計画等を見直し、授業時間の確保に努めること」と指示している。

なお、同日の口頭指示において高校教育課長は、模擬試験の実施回数についても従来方針を漫然と維持するのではなく、見直しをおこなって精選(=実施回数を減らすこと)するよう求めている。

勤務時間の割振変更の制限

新任校長や教頭は昨年度末の県立学校長会議で直接口頭指示を受けていない。このため、一部の学校では指示の趣旨をまったく理解せず、従来通り週休日(土曜日・日曜日)に実施しようとする動きがある。

どうやら従来の教特法17条の「兼職」を、形式上「週休日の振替」(=「勤務時間の割振の変更」)へとうわべだけ変更すればよいと誤解しているようである。しかし、指示文書の文言をよくみると、「週休日」実施は無制限ではない。文書は「週休日」実施について厳格な要件を示している。すなわち、

「業者が行う外部模擬試験については実施期間が定められていることから、学校行事等の都合上、やむを得ず授業日に実施できない場合には、週休日に実施すること。」

たいした理由もないのに土曜日

に模擬試験を設定することはできないのである。「授業時間の確保」というのであれば、前述のとおり「年間行事計画等を見直し」したうえで、模試の回数を削減すべきである。

「代休」の確実な履行

さらに、指示文書は週休日の割振変更について厳密な取り扱いを求めている。すなわち、

「週休日に実施する場合には、当該業務に従事した教員について、週休日の振替を確実に行うこと。」

「週休日に教員を監督業務や施設管理業務に従事させる場合には、原則として同一週内に週休日の振替を行うこと。」

従来の「兼職」方針においては、週休日の模試監督は実質的には時間外勤務であり、「代休」などとうていあり得なかった。「勤務時間の割振変更」となると、授業日に代休を取得しなければならない。もし、形だけ振替をおこなって、「授業があるから」などと言って実際には休まず出勤するようなことになると、勤務時間について定めた条例、ひいては労働基準法に抵触する。これは明らかな指示違反で、このような「抜け道」はとうてい許されない。

県内各校において、最高裁決定で確定した東京高裁判決の趣旨に則り、無理のない年間計画をたてたうえで、厳密な勤務時間管理がおこなわれるよう、ひきつづき注視する。☞

水戸千波湖畔で憲法フェスティバル



憲法記念日の5月3日、水戸市の千波湖畔・はなみずぎ広場で〈2013 憲法フェスティバル〉が開催され、1300人が参加した。

記念講演は、『琉球新報』元論説委員長で琉球国際大学教授の前泊盛博さん。

— サンフランシスコ講和条約以来1972年の施政権返還まで、沖縄は、基地用地接收のための財産権侵害や米兵による犯罪被害に対して、日本国憲法に救済を求めるすらできなかった。日本国憲法施行後、25年間つづいた憲法の不存在が今の沖縄の苦難をつくったのだ。

政府とマスコミが「北朝鮮の軍事的脅威」をことさらに宣伝することで沖縄の基地反対

運動は踏みにじられた。民主党政権は「最低でも県外」との約束をひるがえし、宜野湾市の市街地の中央部を占有する普天間基地の撤去すら実現していない。

尖閣諸島が「紛争地」となっているが、じつは尖閣諸島中2島は米軍の軍事訓練地になっている。日米安全保障条約にもとづく在日米軍の存在が「抑止力」として機能していないことはあきらかだ。軍備が国際紛争の「抑止力」となるというのは幻想にすぎない。

いま改憲勢力が第96条の憲法改正要件の緩和を主張しているが、容認できない。

【写真：水戸工業高校生のジャズバンド《ブルービギナーズ》の演奏】☞

冷房なしの仮設校舎で弁当が腐る

県立高校3校で改築工事進行

現在、県立学校では大震災の復旧事業と2015年度耐震化100%を目指した耐震補強工事・改築工事が急ピッチで進んでいる。

「交付金の活用による前倒しや、県当初予算の大幅増により、平成25年度中にIs値0.33未満の建物の耐震補強工事と全ての建物の耐震設計が終了する予定である。今後も耐震化の早期完了に努めていく」と今年3月の県議会で小野寺教育長が答弁している。

教育基本法第16条第4項は「国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない」とし、設置者が教育条件の整備に財政措置を講じることを要請しているから、耐震化を急ぐことは当然である。

その際、生徒の学習環境と職員の労働環境を阻害することのないように、工事を行わなければならないのもまたしかりである。

震災復旧の仮設校舎には国費でエアコン設置可能

現在、仮設校舎を使用しながら改築工事が進行しているのは、水戸二高・水戸農業高校・石岡一高の3校である。このうち水戸二高と水戸農業高校は大震災

に被災したことによる国の復旧事業である。

国の復旧事業では、国予算による仮設校舎へのエアコン設置が可能である。水戸二高は旧校舎のエアコンを仮設校舎に移設して使用したので、昨年夏の猛暑でも教育活動への影響はそれほど大きくなかったと聞く。

「仮設校舎へのエアコン設置可能」との情報入手していたので、茨城県教育委員会（担当課は財務課）が国に申請して水戸農業高校でもエアコンが設置されたものと考えていた。しかし、4月に財務課に問い合わせたところ、「エアコン設置を国に申請していない。他との関係で不公平になるからである」との啞然とする回答があった。

茨城県よりも涼しいであろう東北地方の岩手県や宮城県では、国費で仮設校舎にエアコンが設置されている。国でさえ教育環境の整備にきちんと取り組んでいるというのに、本県の教育庁財務課はどうしたのか？

国の制度を利用して、あるいは国の制度がなければ独自の事業で、県立学校の教育環境を整備することが財務課ひいては県教育委員会の責務である。

水戸農業の生徒と教職員は今年も暑さを我慢するのか？

仮設校舎（2階建）は中廊下方式である。断熱も不十分なうえ、廊下の両側に教室が配置され通風がきわめて悪い。仮設校

舎は、空調設備の設置を前提で作られているのだ。

近年、エアコンなしの仮設校舎で改築工事期間をすぎた岩瀬高校や玉造工業高校でとりわけ夏の暑さの問題が明確になっていた。しかし昨年は水戸農業高校の改築工事では健康と安全に関わる事態となることがわかっていたのにそれを放置し、今年も2回目の我慢を強いようとしている。

教育庁財務課は、ただちに国にエアコン設置予算を申請すべきである。

3月にすでに気温が30℃を超えた石岡一高の仮設校舎

石岡一高では、県の老朽校舎改築事業として2012年12月から2014年3月まで、管理普通教室棟の改築工事が行われており、仮設校舎を使用している。同校は全日制・定時制併設（全日制1学年8クラス）、生徒と職員を合わせて1100人を超える大規模校である。

2階建て中廊下方式の仮設校舎で1年3か月間、授業をすることになる。この冬の寒さは、ストーブで何とか凌ぐことができたが、これからの暑さはエアコンなしではいかんともしがたい。3月にすでに教室内の気温が30℃を超えた。

組合・学校・PTA・衛生委員会から相次いで要望



廊下の両側に教室が並ぶ石岡一高の仮設校舎

仮設校舎を使用した改築計画が明らかになった2011年7月以来、茨城県高等学校教職員組合は県教育委員会との交渉において、今後の改築予定校も含め特別措置として、県の負担でエアコンを設置するように要求し続けてきた。財務課の回答は「保護者負担で設置するのであれば許可する」というもので、対処はされないまま、改築工事がはじまった。しかし改築は県の都合で行うものであり、その期間に在籍する生徒・保護者に対して、良好な教育環境を保障することは設置者の当然の義務である。

学校からも、またPTAからも県教育委員会に対するエアコン設置要望が提出された。

昨年11月には、石岡一高衛生委員会が、県の総括安全衛生管理者に対して「仮設校舎への空調設備の設置を求める審議結果報告書」を提出した。今年2

月の県立学校総括安全衛生委員会の討議において、教職員と生徒の健康保持の観点から設置すべきとの意見が出された。

「弁当が腐らないか心配」つもの保護者の懸念

今年4月に行われた石岡一高PTAの各支部の総会では、夏の暑さへの心配からエアコン設置をもとめる意見が多く出された。

「現在でも弁当が腐る状況の中で、プレハブ校舎をどうするのか。」

「弁当を保管する場所をつくってほしい。」

「夏は扇風機を設置するだけなのか？暑さ対策はどうなっているのか？」

「夏の暑さ対策として、エアコン設置についてPTA理事会・PTA総会でもう一度議題に出して欲しい。」

「生命にかかわる重大な問題である。事故があつてからでは遅い。」

「学習、部活動に大きな影響が出る。不安だ。」

保護者負担での設置を検討せざるをえないのか

5月にはいり仮設校舎の教室は連日30℃を超えている。石岡一高では県費による設置を要求しているが、事態が放置されるなか、保護者負担での設置を検討せざるをえないところまで追い込まれている。

新校舎に保護者負担で設置する予定のエアコンのリースを「前倒し」するのが残された方法であろうとして、保護者負担の最小限化を考慮しつつ検討が進められている。方針がまとまるか、暑さの本格化する時期に間に合うか。差し迫った事態となっている。✂